

規制の事後評価書（要旨）

法律又は政令の名称		法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律
規制の名称		法科大学院の教育課程等の公表義務
規制の区分		新設
担当部局		高等教育局専門教育課専門職大学院室
評価実施時期		令和7年3月
事前評価時の想定との比較	課題を取り巻く社会情勢等の変化による影響及び想定外の影響の発現	課題を取り巻く社会経済情勢等の変化による影響及び事前評価時には想定していなかった影響の発現はみられない。 法曹志望者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することを企図し、法科大学院を設置する大学に対して、当該法科大学院における教育課程等の公表を義務付けるという本規制の必要性は、事前評価後も変わっていない。
	ベースラインの検証	規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響は見受けられない。 本規制を設けない場合においても、法科大学院における自主的かつ積極的な教育の充実の促進や法曹志望者に対する法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することの実効性が確保されず、法科大学院改革が不十分なものとなることで、法科大学院入学者の減少と修了者の司法試験合格率の低迷が、相互に関連しながら継続するという仮想状況に変化はなくベースラインは事前評価時から変わらない。
	必要性の検証	本規制の必要性は維持されている。
遵守費用		本規制は、法科大学院の教育課程等の公表を義務付けるものであり、それに向けた事務負担等の遵守費用の発生を想定していた。 しかし、本規制が新設される以前から、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第172条の2において、当該公表事項と重なる事項の公表が一部義務付けられていたことから、本規制によって生じた追加的な遵守費用を把握することは困難であり、さらに現在も募集を継続している法科大学院は34校に限られることから、教育課程等の公表を義務付けた場合の遵守費用は極めて限定的である。 また、事前評価時の費用推計においても、一律の条件の下で試算を行うことは困難であったことから精緻な試算は実施していないものの、仮に上記推計を援用すれば、事前評価時点でも同等の遵守費用が想定されることから、事前評価時点の推計から大きな乖離は生じていないと考えられる。
行政費用		本規制に係る行政費用としては、法科大学院を設置する大学が教育課程等の公表義務を履行しているかを確認し、違反が判明した場合には行政指導を実施する等の費用が発生すると想定していた。 しかしながら、本規制を新設する以前より、文部科学省においては各法科大学院の状況を定期的に調査しており、今般の公表義務の履行確認についても当該調査に設問を追加したのみであるため、把握にあたっての追加的な行政費用は極めて限定的である。また、現時点では、公表義務の違反がなく行政指導の必要性が生じていないため、行政指導に関する追加的な行政費用も発生していない。

便益（金銭価値化）の把握	本規制の効果を定量的に把握することは困難であり、金銭価値化して便益を把握することも困難。
効果（定量化）の把握	本規制は、法科大学院入学者が減少し続け、質・量ともに豊かな法曹を養成することが困難となる状況を打開するため、法曹志望者に対する法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報提供の実効性の確保や法科大学院における自主的かつ積極的な教育の充実の促進が図られることが想定されていた。 本規制を含む制度改革以降、法科大学院への入学志願者数（R2：8,161→R6：13,513）、入学者数（R2：1,711→R6：2,076）、入学定員充足率（R2：76.6%→R6：94.5%）となっている。また、法科大学院等の教育に関する定量的な数値目標（KPI）も令和6年度の目標を達成した。 これらの成果が、本規制のみによって生じたものか、同時に行われた法科大学院改革に係る措置との相乗効果によって生じたものかを区別することは難しく、本規制のみによる効果を定量的に示すことは困難であるものの、質・量ともに豊かな法曹の養成に繋がるという効果は一定程度発現していると言える。
副次的な影響及び波及的な影響	本規制による副次的な影響及び波及的な影響は確認できなかった。
把握した費用、効果及び間接的な影響に基づく妥当性	本規制導入前と比較して、社会経済情勢等の変化による影響等は生じておらず、副次的な影響及び波及的な影響は見受けられなかった。また、本規制により生じた遵守費用及び行政費用は極めて限定的なものと考えられる。 本規制により、法科大学院に対し自主的かつ積極的な教育の充実を促すとともに、法科大学院が法曹志望者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することなどにより、質・量ともに豊かな法曹の養成に繋がるという効果の発現に繋がったと考えられる。 今後も同様の効果が生じることが、引き続き期待できると考えられるため、本規制を継続することが妥当である。